

第2章 人権施策の現状と課題

1 取り組みの経緯

戦後、日本の社会は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則とする日本国憲法を制定しました。この憲法に基づき地域社会においても、地方自治の確立、選挙制度改革、福祉政策の転換、男女平等の追求、教育制度改革など多くの改革が推し進められ、本市においても具体的に人権を保障する諸制度が形作られました。戦後の日本社会の構造変化の中で、本市においても、多くの人権課題が存在し続けるとともに新たな課題も生み出されてきました。

昭和40（1965）年に出された「内閣同和対策審議会答申」を受け、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」が施行されましたが、それ以前より、本市では、同和行政、同和教育を推進し、同和問題の解決に向けた取り組みを行ってきました。

そして、この取り組みは、昭和62（1987）年の「人権尊重都市宣言」、そして、平成6（1994）年の「鳥取市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例」の制定など、さまざまな人権問題を解決する取り組みへと発展してきました。

同和問題については、その早期解決に向けて「鳥取市同和対策総合計画」（平成22（2010）年度をもって終了）を策定して、部落差別実態の改善や差別意識の変革、差別事象に対する取り組み等を行ってきました。また、女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、「鳥取市男女共同参画推進条例」（平成14（2002）年）の施行と「男女共同参画推進計画」を策定し取り組み、障がいのある人の人権問題の解決に向けては、「鳥取市障がい者計画」の策定等取り組んできました。

さらには平成12（2000）年、国において「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成13（2001）年には、「人権教育のための国連10年」をうけて、「鳥取市行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざして市民集会の開催や各種研修会などに取り組んできたところです。

平成19（2007）年には人権課題の解決に向け、「鳥取市人権施策基本方針」を策定しました。そして、平成23（2011）年4月1日、よりさまざまな人権課題を解決し人権尊重社会を築くために「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定したところです。

本市の体制として、平成15（2003）年に総務部に人権政策監を設置し、人権施策を総合的に推進する体制の整備を図りました。

また、平成11（1999）年には、市民参画型の手法を取り入れた人権啓発等の取り組みを推進するため財団法人鳥取市人権情報センターを設立しました。

2 人権問題の現状と課題

本市では、これまで人権問題の解決に向けて様々な取り組みを行ってきましたが、いまだに、部落差別や外国人に対する差別、子どもや女性、障がいのある人、高齢者に対する差別や虐待などが存在しています。また、情報化社会にともなって、インターネット等における差別・人権侵害も増えてきています。

同和問題では、同和地区かどうかを問い合わせる土地差別や差別脅迫ハガキ投書、差別落書き、さらには、インターネット上での差別事象等も起きています。

女性の人権問題においては、「男女共同参画事業」など行政、職場での多くの試みが行われ、一定の制度的前進が見られるものの、就職・就業において一般職総合職の区分や税制における扶養控除限度額の金額によってパートを選択せざるを得ないなどの現状や、メディア、職場、家庭内での男女の固定的役割分担による差別意識などが日常的な状態にあります。

子どもの人権問題では、いじめや不登校問題、児童虐待等さまざまな課題があります。

障がいのある人の人権問題では、「社会モデル」（用語の解説 参照）の考え方が普及しておらず、障がいがあっても自由に移動したり、余暇を楽しんだり、生活支援を受けながら自立して生きるというさまざまな権利の保障が不十分です。

外国人の人権問題では、教育・就労における差別や母国語の保障の課題があります。

高齢者の人権問題では、高齢化に伴う介護での虐待や孤立死等の課題があります。

そして、情報化社会の進展によりインターネット上で誹謗や中傷、差別など有害な情報発信や深刻な人権侵害が発生しています。

その他、平成23（2011）年の鳥取県人権意識調査の結果をみると「身元調査」を容認する等の傾向にあります。これらは、個人情報の保護の問題やプライバシー権等に関わる人権侵害につながる課題があることを表しています。

このような差別や人権侵害の現状をふまえた、人権施策を策定し総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。